

現在予定されている社会保障関連の改正事項をお知らせします。

<内 容>

H24.1月	退職金の優遇税制の縮小	勤続5年以下の役員は課税所得を2分の1にする措置を廃止
	成年扶養控除の縮小	年収 568 万円を超える給与所得者は 23~69 歳の成年扶養控除を縮減または廃止
	給与所得控除の縮小	年収 1,500 万円を超えると給与所得控除額を 245 万円で頭打ちに。高額報酬役員はさらに控除額を減額
3月	協会けんぽの健康保険料UP	現在の9.56%(大阪)から 10%程度へ引上げされる予定。介護保険料も引上げが検討されている
4月	年金支給額の引下げ	過去の物価下落時据置分を3年かけて解消。モデル世帯で4月から月700円、10月から月2,100円減額となる
	労災保険料率の変更	労災保険料が35業種引下げ、12業種据え置き、8業種引上げされ、全体で平成元年以降最低の保険料率となる
	雇用保険料の引下げ	失業等給付に係る保険料率を1.2%から1.0%に引下げ
	国民年金保険料の引下げ	月額15,020円から14,980円へ引下げされる予定
	子どものための手当	子ども1人あたり月1万~1万5,000円を支給。子2人の夫婦で年収960万円程度より上は1人一律5,000円
	厚生年金保険料の引上げ	16.412%から16.766%へ引上げ 月給30万円で約1,000円程度UP
	復興特別法人税	法人実効税率を5%引下げたうえ、4月から3年間税率を2.4%上乘せ
H25.1月	復興特別所得税	H25年1月から25年間税額を2.1%上乘せ 住民税はH26.6月から10年間年1,000円を増額
その他検討されている事項		<ul style="list-style-type: none"> 年金受給資格期間が現在の25年→10年に短縮 年金支給開始年齢65歳→68~70歳へ引上げ 短時間就労者の健康保険・厚生年金加入 厚生年金保険料の上限等級(62万円)引上げ

今年も新卒大学生やフリーター、高齢者の就労支援策で予算が計上されています。新たな助成金の創設が予想されます。